

①実際の受験生の答案を再現し、成績と本試験平均点を明示!

本試験で実際に受験生が解答した答案を分析検討。評価が端的に分かるように、当該答案の得点を明示しています。科目別得点の平均も明示しているので、答案作成者の本試験における全体の位置付けも分かります。

②LECの添削指導者による見解を掲載!

良く書けている箇所やそうでない箇所には、その旨の指摘を行うことで、答案のどこが良かったのか悪かったのか具体的に分かるようになっていきます。また、「こう書けばよかった」と、一歩踏み込んだ具体的な改善点も示すことで、より良い答案の方向性を示しています。

商標 65点 (Aさん 特実・意・商の得点の平均 63.5点)

●原則一しかしーそこで、と流れよくまとめられています。

●適用要件、わかりやすく整理されていて好印象です。

●商標については、同一性を損なわない範囲で3条2項の適用が認められる点OKです。商品等については、「商標の著名性等を考慮して」、同一の範囲を超えた範囲で適用が認められますね。

問題Iについて

1. 3条2項の趣旨

- (1) 3条1項各号に該当する商標は、識別力が無いものであることができないのが原則である。
(2) しかし、3条1項3号～5号に該当する商標は、使用により有することが経験則上認められる。このような商標には、保護積されていると考えられる。
(3) そこで、法は、このような場合には特別顕著性を有するもの保護すべく、3条2項の規定を設けた。

2. 3条2項の要件

3条2項は、①出願に係る商標が3条1項3号～5号のいずれかに該当すること、②使用された結果、全国的な周知性、すなわち著名性に達すること、③出願商標と使用商標とが同一であること、及び④出願商標に係る商品・役務と使用商標に係る商品・役務とが同一であることを要する。

3. 同一性を厳格に解すべきかについて

- (1) 3条2項は、使用により著名となった商標を例外的に登録するから、「出願商標と使用商標の同一性」及び「出願商標に係る商品等に係る商品等の同一性」は厳格に解すべきとも思える。
(2) しかし、実際には使用される商標に企業の名称等が付けられており、これをわざと変形させることが実情である。また、商品等も時代変化する場合もある。かかる場合に、厳密に解すべきとするは過ぎたり、適切に業務上の信用を保護することができないと考へる需要者が、出願商標を認識しているかどうか、出願商標に係る商標を認識しているかどうかを考慮すればよい。
(3) そこで、上記同一性は、厳格に解すべきでないと考えらる。

問題II(1)について

*画像はサンプルです。

論文過去問分析講座 [縦断分類編] のテキストは、法改正に対応し、答案構成も答案例も掲載内容を改編しています。また、[再現答案分析編] のテキストは、受験生答案には手を加えず、添削指導者コメントにて法改正内容を補足しています。

令和元年度 問題I
甲は、意匠Aを作成して、意匠Bについて全体意匠で令和元年5月1日、甲は意匠Aの形状に修正を加え、同じ物品に係る意匠Bを創作した。意匠Aと意匠Bとの関係を考慮して、甲が意匠Bについて全体意匠とするに際して、注意すべき点及び注意する理由について述べよ。
改正対応

令和元年度 問題I
1. 関連意匠 (10条1項・2項)
AとBが類似する場合、Aに係る意匠登録出願の出願人甲は出願の日から10年を経過する日以前、Aを本意匠として、Aに類似して、意匠登録出願することに注意すべきである (10条1項・2項)。AとBが類似する場合にBについて何ら手続を行わずに意匠登録出願した場合は、Aに係る意匠が設定登録されたことにより、9条1項による (17条1号)、また、甲がAに係る物品を販売したことによりAは公知し、3条1項3号による拒絶理由を有する (17条1号)。しかし、関連すれば、9条1項の規定にかかわらず (10条1項)、また、3条1項1号に該当するものとみなされ (同条2項)、Bについて意匠登録を受けなければならない。
改正対応

令和元年度 弁理士試験 論文再現答案集
再現答案 意匠 [54点]
問題Iについて
AとBの物品は同一であり、BはAの形状に修正を加えて、Bの形状は類似する可能性が高く、AとBは意匠として類似していることを踏まえ、以下回答する。
1. 新規性喪失の例外の規定の適用 (4条2項)
(1) 注意すべき点
甲は、Bを出願するに当たり、上記の例外規定の適用を受けなければならない (4条2項)。
(2) 注意すべき理由
甲は、Bを出願前にAに係る物品を販売しているため、Aは公知である (3条1項1号、17条1号)。従って、そのままBを出願すると、AとBが類似するときは3条1項3号に該当するとして、新規性喪失の例外の規定を適用できないことになる。
改正対応

*画像はサンプルです。